

岩手県告示第 329 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 19 年 4 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡普代村
- 2 基本測量を実施する期間 平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 3 月 16 日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（基本重力測量）